

習志野市告示第 180 号

習志野市税条例（昭和 33 年条例第 3 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定に基づく、令和 6 年 2 月 16 日付け習志野市告示第 39 号、令和 6 年 3 月 7 日付け習志野市告示第 57 号及び令和 6 年 5 月 17 日付け習志野市告示第 135 号において、別途告示で定めることとされている期日は、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 10 月 31 日とする。

令和 7 年 10 月 1 日

習志野市長 宮 本 泰 介

都道府県名	指定地域
石川県	輪島市・珠洲市・鳳珠郡穴水町・鳳珠郡能登町